

(新設)

氏 名

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

○ 住宅耐震改修特別控除額の計算

※ ②欄の金額は、最高20万円です。

住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ

1 住宅耐震改修特別控除の概要

居住者が、平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間に、地方公共団体が作成した一定の計画の区域内において、その者の居住の用に供する家屋（昭和56年5月31日以前に建築されたものに限り、ます。）の耐震改修を行った場合には、その者のその年分の所得税の額から次の2の算式により計算した金額を控除することができます。

※ 住宅耐震改修特別控除の適用を受ける場合には、地方公共団体の長が発行した「住宅耐震改修証明書」（租税特別措置法施行規則第19条の11の2第6項第2号に規定する書類）が必要となります（下の3参照）。

対象物件が住宅耐震改修特別控除の適用される計画の区域内にあるかどうか、耐震改修がその証明書の発行を受けられるものかどうか、住宅耐震改修に要した費用の額の算出方法など、「住宅耐震改修証明書」の内容に関する詳しいことは、物件所在地の都道府県又は市区町村の建築部局又は住宅部局におたずねください。

2 住宅耐震改修特別控除額

次の算式により計算します。

$$\left(\begin{array}{l} \text{住宅耐震改修に} \\ \text{要した費用の額} \end{array} \right) \times 10\% = \begin{array}{l} \text{住宅耐震改修} \\ \text{特別控除額} \\ \text{(最高20万円)} \end{array} \left(\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$

3 住宅耐震改修特別控除の適用を受けるための手続と必要な書類

住宅耐震改修特別控除を受ける方は、上の「住宅耐震改修特別控除額の計算」欄で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除に控除額を転記するとともに、この「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書」、「住宅耐震改修証明書」及び「住民票の写し」を確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。

なお、「住宅耐震改修証明書」、「住民票の写し」は、この「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書」とともに提出してください。